

第58号議案

文京区立図書館館則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年11月10日

提出者 文京区教育委員会  
教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第十四号

文京区立図書館規則の一部を改正する規則

文京区立図書館規則（昭和六十三年二月文京区教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第三条」を「第三条第一号」に改め、「の各号」を削り、同号ア中「行政資料」の下に「をいう。」を加え、「及びその他コレクション資料」を「その他コレクション資料をいう。」に改め、同号イ中「その他の音声・映像資料」の下に「をいう。」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 電子資料（電子書籍その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等によって作られた記録をいう。）であつて、インターネットを通じた利用が可能とされたもの）

第五条中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この規則に定めるもののほか、電子資料の利用について必要な事項は、教育長が別に定める。

第九条第一項中「予約ができる図書資料」を「予約をすることができる図書資料（電子資料を除く。）」に改め、同条第二項及び第三項中「図書資料」の下に「（電子資料を除く。）」を加える。

第十一条中「が図書館資料」の下に「（電子資料を除く。）」を加える。

第十二条中「図書館資料」の下に「（電子資料を除く。）」を加える。

付 則

この規則は、令和三年一月十一日から施行する。

文京区立図書館則（昭和六十三年教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区立図書館則</p> <p>昭和六十三年二月十八日 文教委規則第六号 (略)</p> <p><u>令和二年十一月十日文教委規則第十四号</u></p> <p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 図書館資料 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）<u>第三条第一号</u>に規定する図書館資料で、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 図書資料（図書、逐次刊行物（新聞、雑誌、月報、年報、諸統計及び官公庁発行の行政資料をいう。）及び特殊資料（郷土資料その他コレクション資料をいう。））</p> <p>イ 視聴覚資料（レコード、録音テープ、ビデオテープ、CD、DVDその他の音声・映像資料をいう。）</p> <p>ウ <u>電子資料（電子書籍その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的</u></p>	<p>○文京区立図書館則</p> <p>昭和六十三年二月十八日 文教委規則第六号 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 図書館資料 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）<u>第三条</u>に規定する図書館資料で、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>ア 図書資料（図書、逐次刊行物（新聞、雑誌、月報、年報、諸統計及び官公庁発行の行政資料）及び特殊資料（郷土資料及びその他コレクション資料））</p> <p>イ 視聴覚資料（レコード、録音テープ、ビデオテープ、CD、DVDその他の音声・映像資料）</p> <p><u>(新設)</u></p>

方式等によって作られた記録をいう。)であって、インターネットを通じて利用が可能とされたもの)

五 その他必要な資料

三 (略)

第三条～第四条 (略)

(図書館資料の利用)

第五条 図書館資料は、全て館内及び館外利用に供することを原則とする。ただし、館長は、館内及び館外利用が不適当と認められた図書館資料については、制限することができる。

2 この規則に定めるもののほか、電子資料の利用について必要な事項は、教育長が別に定める。

第六条～第八条 (略)

(個人貸出し及び個人貸出しの予約)

第九条 貸出し及び貸出しの予約をすることができる図書館資料 (電子資料を除く。) の点数 (利用者一人が全ての館を通じて同時に貸出しを受け、又は貸出しの予約をすることができない図書館資料の合計をいう。) は、原則として、次の表のとおりとする。

【別記2 参照】

2 区民登録を受けた者は、館に所蔵していない図書館資料 (電子資料を除く。) を予約することができる。

3 館が新たに図書館資料 (電子資料を除く。) を受け入れた日から一

五 その他必要な資料

三 (略)

第三条～第四条 (略)

(図書館資料の利用)

第五条 図書館資料は、すべて館内及び館外利用に供することを原則とする。ただし、館長は、館内及び館外利用が不適当と認められた図書館資料については、制限することができる。

(新設)

第六条～第八条 (略)

(個人貸出し及び個人貸出しの予約)

第九条 貸出し及び貸出しの予約ができる図書館資料の点数 (利用者一人が全ての館を通じて同時に貸出しを受け、又は貸出しの予約をすることができない図書館資料の合計をいう。) は、原則として、次の表のとおりとする。

【別記2 参照】

2 区民登録を受けた者は、館に所蔵していない図書館資料を予約することができない。

3 館が新たに図書館資料を受け入れた日から一月後の応当日 (その

<p>月後の応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の翌月の初日）前に、当該資料の貸出しの予約ができる者は、区民登録を受けた者に限る。</p> <p>4 図書館資料の貸出期間は、十五日以内とする。</p> <p>第十条（略）</p> <p>（未返還者に対する処置）</p> <p>第十一条 館長は、利用者が図書館資料（<u>電子資料を除く。</u>）の返還を怠り、又は督促しても返還しない場合、そのものに対し図書館資料の利用を制限し、又は禁ずることができる。</p> <p>（督促）</p> <p>第十二条 館長は、図書館資料（<u>電子資料を除く。</u>）の館外貸出しを受けたものが貸出期間内に返還しないときは、返還されるまで督促し、その資料の回収に努めなければならない。</p> <p>第十三条～第十五条（略）</p> <p>付 則（略）</p> <p><u>付 則（令和二年十一月十日文教委規則第十四号）</u></p> <p><u>この規則は、令和三年一月十一日から施行する。</u></p>	<p>日に応当する日がない月においては、その月の翌月の初日）前に、当該資料の貸出しの予約ができる者は、区民登録を受けた者に限る。</p> <p>4 図書館資料の貸出期間は、十五日以内とする。</p> <p>第十条（略）</p> <p>（未返還者に対する処置）</p> <p>第十一条 館長は、利用者が図書館資料の返還を怠り、又は督促しても返還しない場合には、そのものに対し図書館資料の利用を制限し、又は禁ずることができる。</p> <p>（督促）</p> <p>第十二条 館長は、図書館資料の館外貸出しを受けたものが貸出期間内に返還しないときは、返還されるまで督促し、その資料の回収に努めなければならない。</p> <p>第十三条～第十五条（略）</p> <p>付 則（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>
---	--

別記省略